

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第663号）

2023年5月25日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国家発展改革委員会など、農村部における新エネルギー車普及策を公表

国家発展改革委員会は2023年5月17日、国家エネルギー局と連名で『充電インフラの整備加速、農村部における新エネルギー車の普及と農村振興への更なる支援に関する実施意見』を公表しました。実施意見は農村部における新エネルギー車の普及促進や充電インフラの整備に取り組む施策を示しました。中央政府は以前充電インフラの整備と農村部での新エネルギー車の販売拡大を推進する方針を打ち出したことがありますが、今回は初めて農村部での充電インフラの整備などに注力する施策を明記しました。

### ■ 直近の重要政策

#### 産業政策

- ✓ 自動車「国6」排ガス基準の実施関連事項に関する公告  
（生態環境部など、5/8）

#### 地方政策

- ✓ 『上海市が中小零細企業の安定成長、構造調整、体力強化にサポートする若干措置』の公表に関する通知  
（上海市政府、5/17）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国家発展改革委員会など、農村部における新エネルギー車普及策を公表

国家発展改革委員会などは 23 年 5 月 17 日、『充電インフラの整備加速、農村部における新エネルギー車の普及と農村振興への更なる支援に関する実施意見』<sup>1</sup>(以下、実施意見)を公表しました。実施意見は農村部における充電インフラの不備を改善し、新エネルギー車の購買意欲を更に引き出すため、「充電インフラ整備・運営・保守モデルの開発」、「新エネルギー車の普及促進」、「新エネルギー車関連サービスと宣伝の強化」の 3 つの方面からいくつかの施策を打ち出しました。

実施意見は農村振興に取り組む一環として、農村部における新エネルギー車の普及を阻む要因も意識し、充電インフラの整備に加え、アフターサービスの提供とネットワークの拡充を促すとしました。実施意見の主な内容については図表 1 の通りです。

#### 【図表 1】実施意見の主な内容

##### ①農村部での充電インフラ整備・運営・保守モデルの開発

- 公共充電インフラの整備を強化する。集中型公共充電ステーションの建設を推進し、優先的に企業・事業団体、商業施設、交通ターミナル、道路沿線のサービスエリア・バス停などに公共充電設備を設置する他、住宅団地や観光地などでの整備にも注力し、ドライブ旅行の発展とともに、道路沿線や条件を満たすガソリンスタンドなどでの充電スタンドの設置を加速する。
- 新築コミュニティにおける駐車マスに充電設備を設置する、または設置前の準備工程を完了する。
- 充電網の整備・運営への支援を強化する。地方政府専項債(レベニュー債)の発行で調達した資金を道路沿線のサービスエリア・バス停、交通ターミナルなどにおける充電・電池交換インフラの整備に活用する。電力網の整備にも注力し、電力企業の配電網建設投資に関する規制を緩和する。
- 新設充電施設の知能化のレベルを高める。新エネルギー車の販売とともに充電杭の併設を奨励し、統一の業界標準の形成を加速する。V2G(Vehicle to Grid。EVから電力系統へ電気を供給)、太陽光発電と蓄電を同時に実現する「光蓄電池」などの中核技術の研究開発を奨励し、充電杭の利用率が比較的低い農村地域において、太陽光発電と蓄電、充電が一体化した充電施設の建設を模索する。
- 農村部における充電施設の環境や電力網の条件、運営・保守上の要求などに基づき、充電施設の整備に関する標準の策定・改定を推進する。

##### ②農村部での新エネルギー車の普及促進

- 新エネルギー車の供給を拡充する。新エネルギー車メーカーが農村住民のニーズに合う車種、特にミニバンや小型トラックなどをより多く開発することを奨励する。
- 公的分野での応用を拡大する。政府機関や学校、病院などにおける新エネルギー車の導入を加速する他、地方政府によるバスやタクシー、清掃車、配送車などのEV化への支援強化も奨励する。
- 地方政府が農村住民による新エネルギー車の購入に消費券などを発行することを奨励する。地方政府が企業と連携し、新エネルギー車の買い替えキャンペーンを実施し、充電時に使える優待券を発行することを奨励する。金融機関による農村住民向けオートローンの提供も支援する。

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202305/t20230517\\_1355814.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202305/t20230517_1355814.html)

【図表1】実施意見の主な内容（続き）

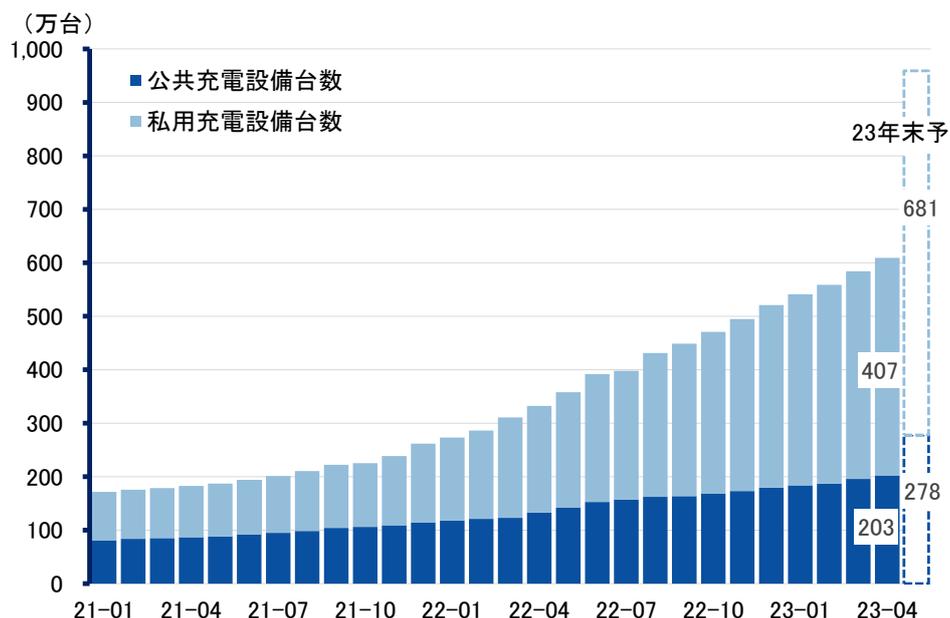
### ③農村部での新エネルギー車関連サービスと宣伝の強化

- 地方政府、業界団体が新エネルギー車メーカーと共同で、マスコミや専門家のロコミ、ウェブメディアなどを活用し、宣伝活動に積極的に取り組み、展示会や試乗会などを実施することを支援する。新エネルギー車メーカーが電池メーカーと連携し、農村部においてバッテリーの無料点検を3年間で実施することを奨励する。
- 新エネルギー車メーカーが市場の深堀を行い、外部企業と連携し、販売拠点の設置やアフターサービスのネットワークの整備に取り組むことを支援する。学校による新エネルギー車及び充電設備の保守に関する技術者の育成も奨励する。
- 農村部における充電施設の安全性に対する監督管理を強化する。充電設備運営企業による政府の充電施設監督管理プラットフォームとの接続を支援し、充電設備の安全性検査を定期的を実施するよう求める。

（実施意見に基づき、中国アドバイザー一部作成）

中国電気自動車充電インフラ促進連盟（EVCIPA。以下、中国充電連盟）が公表したデータによると、23年4月まで設置された充電設備は合計610万台（うち公共は203万台）となりました。中国充電連盟は、23年末まで充電設備が959万台（うち公共は278万台）となると予測しました。公共と私用充電設備の月次推移については、図表2をご参照ください。

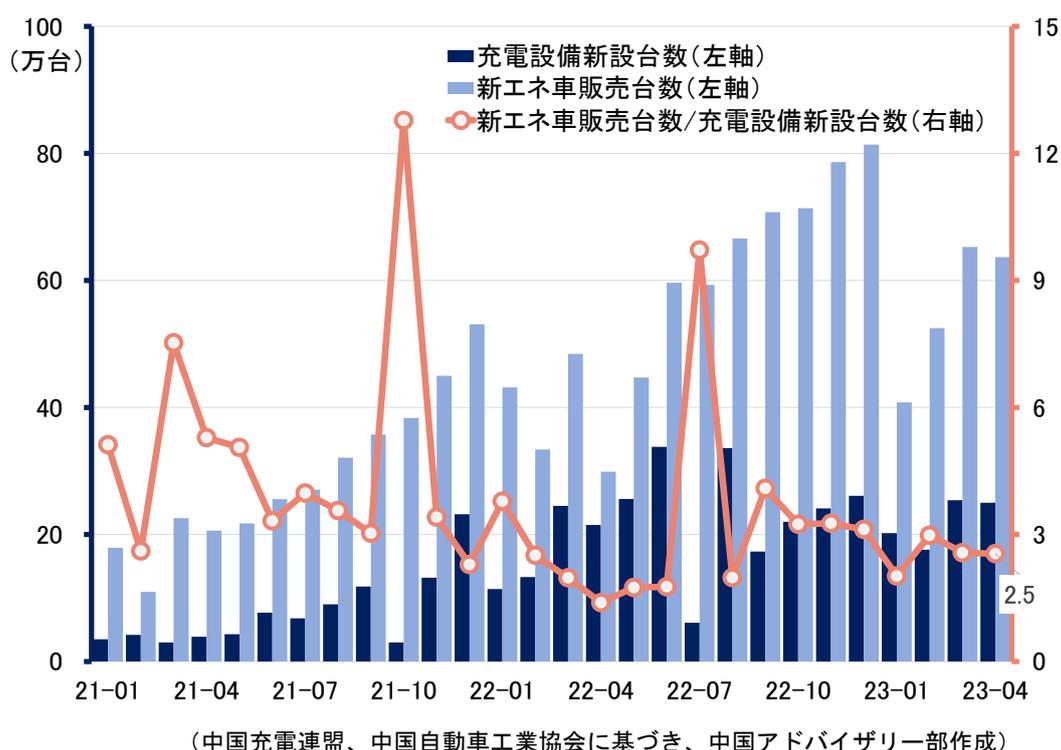
【図表2】充電設備の月次推移



（中国充電連盟に基づき、中国アドバイザー一部作成）

また、22年の充電設備新設台数は259万台となり、新エネ車販売台数対充電設備新設台数比率は2.7となりました。23年1～4月の充電設備新設台数は88万台、新エネ車販売台数は222万台となり、新エネ車販売台数対充電設備新設台数比率は2.5となりました。充電設備の設置が急速に伸びている新エネ車の販売に追いつかない側面が見られますが、充電インフラの整備への注力に伴い、その比率が1に向かって更に縮小していくことも期待されています。充電設備新設台数と新エネ車販売台数などの月次推移については、図表3をご参照ください。

**【図表3】 充電設備新設台数と新エネ車販売台数の月次推移**



## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 産業政策

#### 自動車「国6」排ガス基準の実施関連事項に関する公告

(原文: 关于实施汽车国六排放标准有关事宜的公告)

公告 2023 年 第 14 号

生態環境部など 2023 年 5 月 8 日公表

#### 【主要内容】

- 生態環境部は工業情報化部、商務部などと連名で、現行の自動車排ガス基準「国6a」より厳しい「国6b」を今年7月1日より全国で適用することを公表した。
- 7月1日以降、「国6b」基準を満たさない車両の生産、輸入、販売は禁止される。
- RDE（リアルドライブレミッション）試験の結果が「国6b」の条件を満たす車両は販売できるが、その結果が「モニタリングのみ」などとされた軽自動車に猶予期間を設け、今年12月末までの販売を認める<sup>2</sup>。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202305/t20230509\\_1029448.html](https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202305/t20230509_1029448.html)

### 地方政策

#### 『上海市が中小零細企業の安定成長、構造調整、体力強化にサポートする若干措置』の公表に関する通知

(原文: 关于印发《上海市助力中小微企业稳增长调结构强能力若干措施》的通知)

滬企服弁 [2023] 1 号

上海市政府 2023 年 5 月 17 日公表

#### 【主要内容】

- 上海市政府は上海市企業サービス連合会議弁公室が策定した中小零細企業の成長支援策『上海市が中小零細企業の安定成長、構造調整、体力強化にサポートする若干措置』を公表した。同若干措置には発表済みの政策が多く含まれているが、各政府部門に対し既存政策を着実に実行するようとした。
- 各区政府は新規認定された「専精特新」中小企業（ある分野に特化した新興企業）に対し10万元以上、新規認定された「小巨人」企業（細分化された分野に集中的に取り組み、イノベーション能力と市場シェアが高く優れた中小企業）に対し30万元以上の奨励金を支給する。23年末までに中小イノベーション企業2万社以上、「専精特新」中小企業1万社以上、「小巨人」企業700社以上を育成する。
- 各区政府による工業生産額が初めて10億元、50億元、100億元などに達した先端製造業企業への支援提供を奨励する。初めて一定規模（年商2千萬元）以上になったハイテク企業に対し、市・区政府は当企業前年度の研究開発費の5%をベースに、最大50萬元の奨励金を支給する。
- 23年末、市級以上の企業技術センターが1,000カ所を超えることを目指す。
- 中小企業の技術改良を支援する。支援対象の認定要件となるプロジェクトの投資額を従来の2,000萬元以上から1,000萬元以上に引き下げ、補助金につき投資額の10%を上限とする。
- 中小企業の低炭素化に向けた改造事業には最大1,000萬元の奨励金を支給する。
- 中小企業のDX化を後押しする。初めて上海データ取引所に登場したデータ製品やデータサービス企業などに対し補助金を支給する。300社以上の中小データサービス企業を育成する。25万社の中小企業によるクラウドプラットフォームとの接続を推進し、中小企業によるDX支援企業との契約締結に対し

<sup>2</sup> 「国6b」は国際標準並みで、国内現行の自動車排ガス基準で最も厳しい。中国自動車工業協会によると、RDEの結果が条件を満たさない車両の在庫が今年1月末時点で189万台超となり、部品調達済みの分も含めると200万台を超える。生態環境部（原環境保護部）などは16年12月、『軽自動車の汚染物質排出許容限度値及び測定方法（中国第6段階）』（GB 18352.6-2016）を公表し、「国6」排ガス基準をaとbの両段階に分けて実施する方針を示した。中華全国工業連合会（工商連）・自動車ディーラー商会（CADCC）は今年3月末に、在庫消化の圧力に配慮し、「国6b」基準の実施見送りを呼びかける提案書を出したが、その後、提案書が撤回された経緯もある。

契約金額の30%を上限に補助金を支給する。

- 政府調達における中小企業向けの枠を一時的に40%以上に高めるとの政策を23年末まで延長する。
- 中小零細企業に対する融資支援や利子補給などを引き続き実施する。23年の商流ファイナンスの融資残高が4,500億元を超えることを目指す。
- 中小企業の上場・エクイティファイナンスを支援する。投資会社によるスタートアップ・ハイテク新興企業への出資を誘導する。上海の店頭株式市場「上海股權托管交易センター」における新興企業向け「専精特新ボード」の設置を支持する。
- 23年に失業して3カ月以上の求職者や今年の大学新卒者を1年以上の契約で採用し、規定に基づき社会保険料を納付する場合は1人当たり2,000元の補助金を支給する。
- 企業は23年12月31日までに、数回に分けて、または月次で納付猶予された社会保険料を納付することが可能である。その間は延滞料が免除される。
- 既存の優遇税制を着実に実行する。23年に月商10万元以下の小規模増値税納付者に対し、増値税を免除する。小規模増値税納付者に対し、3%の税率を適用する売上高について、1%の税率で増値税を徴収する。23年から24年まで、条件を満たす小規模零細（薄利）企業の年間課税所得に対し、その25%を課税金額とし、20%の企業所得税（法人税）率を適用する。22年1月1日より、中小ハイテク企業に対し企業所得税から追加控除できる研究開発費用（無形資産を形成せず、当期損益に計上）の比率を100%とする。無形資産を形成する場合、無形資産の取得原価の200%をベースに減価償却を行う。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230517/13c5a0321b784dc49131dc1def6571f6.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。